

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）	1
○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）	8
○エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）	9
○エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第二百二十九号）	10
○エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第三百三十一号）	11
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年六月十五日通商産業省令第五十二号）	12



エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 (傍線部分は改正部分)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 (昭和五十四年通商産業省令第七十四号)

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則            (定義)            第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>第二条〜第十七条 (略)</p> <p>第十八条 法第十五条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準(以下「判断基準」という。)の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置</p> <p>六〜九 (略)</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則            (定義)            第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>第二条〜第十七条 (略)</p> <p>第十八条 法第十五条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準(以下「判断基準」という。)の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置</p> <p>六〜九 (略)</p>

第十九条～第四十七条 (略)

(特定エネルギー消費機器の適用除外)

第四十八条 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 分離型であつて一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち冷房によつて吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

十三 冷房の用のみに供するもの

十四～十六 (略)

2～11 (略)

12 令第二十一条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 浴室内に設置する構造のガス風呂釜であつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

四 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガス風呂釜

13～24 (略)

25 令第二十一条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 製品(輸出用のものを除く。)に組み込まれているものであつて、分離して法第八十条第一号に規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三～十二 (略)

第十九条～第四十七条 (略)

(特定機器の適用除外)

第四十八条 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

一～十一 (略)

十二 分離型であつて一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち冷房によつて吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

十三 冷房の用のみに供するもの

十四～十六 (略)

2～11 (略)

12 令第二十一条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 浴室内に設置する構造のガス風呂がまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

四 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガス風呂がま

13～24 (略)

25 令第二十一条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 製品(輸出用のものを除く。)に組み込まれているものであつて、分離して法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率が測定できないもの

三～十二 (略)

(エネルギー消費効率)

第四十九条 法第八十条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第四十九条の二 令第二十三条の二の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

- 一 ガラス繊維(グラスウールを含む。以下この条において同じ。)、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの
- 二 ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの

(熱損失防止性能)

第四十九条の三 法第八十一条の四第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の断熱材の熱損失防止性能は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値とする。

(開示)

第五十条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

(エネルギー消費効率)

第四十九条 法第八十条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率は、別表第五の上欄に掲げる特定機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(新規)

(新規)

(新規)

第五十一条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

(新規)

第五十二条 法第八十一条の六の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることよって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(新規)

(計画の作成及び公表)

(新規)

第五十三条 法第八十一条の七第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、三十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

第五十四条 (略)

第五十条 (略)

(光ディスクによる手続)

(フレキシブルディスクによる手続)

第五十五条 第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十二の光ディスク

第五十一条 第十七条の報告書、第二十六条の報告書及び第四十六条の報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行

提出票を提出することにより行うことができる。

(光ディスクの構造)

第五十六条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本工業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(削る)

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第五十七条 第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条(第二十二条において準用する場合を含む。)の届出書、第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十一条の申出書、第二十二

うことができる。

(フレキシブルディスクの構造)

第五十二条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第五十三条 第五十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名
- 二 提出年月日

(新規)

条の三の届出書、第二十二條の五の申出書、第二十六條の報告書、第四十二條の届出書、第四十四條の申出書、第四十五條の計画書及び第四十六條の報告書（以下この条及び次条において「届出書等」という。）を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。）を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならぬ。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

（事前の届出等）

第五十八條 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等を提出しようとする者は、様式第二十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

（新規）



3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十四又は様式第二十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

別表第三

(略)

(略)

備考

一 この表において「電気」とは、一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

二 (略)

別表第三

(略)

(略)

備考

一 この表において「電気」とは、一般電気事業者（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。）から供給された電気をいう。

二 (略)

○エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）

改正案	<p>2 (略)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>
現行	<p>2 (略)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>

○エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）

<p>改正案</p>	<p>(定義)            第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p>現行</p>	<p>(定義)            第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>

○エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百二十九号）

改正案

現行

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令  
 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定試験機関を指定する省令  
 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十条第二項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地	行うことのできる試験事務の範囲	指定をした年月日
一般財団法人省エネルギーセンター（昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号	エネルギー管理士試験の実施に関する事務	平成十三年三月三十一日

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地	行うことのできる試験事務の範囲	指定をした年月日
財団法人省エネルギーセンター（昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号	エネルギー管理士試験の実施に関する事務	平成十三年三月三十一日

○エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百三十一号）

改正案

現行

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令  
 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十三条第一項第一号（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定講習機関として次の者を指定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する指定講習機関を指定する省令  
 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十三条第一項第一号（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定講習機関として次の者を指定する。

名称	一般財団法人省エネルギーセンター（昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう。）
主たる事務所の所在地	東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号
指定の日	平成十三年三月三十一日

名称	財団法人省エネルギーセンター（昭和五十三年十月十六日に財団法人省エネルギーセンターという名称で設立された法人をいう。）
主たる事務所の所在地	東京都中央区八丁堀三丁目十九番九号
指定の日	平成十三年三月三十一日

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）

改正案

免状の種類		学的又は資格	（学歴又は資格及び実務の経験の内容）	
			第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条	第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に於いて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。
第一種電気主任技術者免状	一～三（略）	実務の経験	実務の内容	（略）
第二種電気主任技術者免状	一～三（略）		年数	（略）
第三種電気主任技術者免状	一～三（略）			

現行

免状の種類		学的又は資格	（学歴又は資格及び実務の経験の内容）	
			第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条	第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に於いて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。
第一種電気主任技術者免状	一～三（略）	実務の経験	実務の内容	（略）
第二種電気主任技術者免状	一～三（略）		年数	（略）
第三種電気主任技術者免状	一～三（略）			



第二種ボイラー・タービン主任技術者免状	一〇七 (略)	九 (略)	省令第十五号)第二十九条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。以下この表において同じ。)又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項の技術士(機械部門に限る。)の二次試験に合格した者
			八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受け
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

第二種ボイラー・タービン主任技術者免状	一〇七 (略)	九 (略)	令第十五号)第二十九条の表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の下欄に掲げる試験課目又は同規則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了試験課目に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けた者に限る。以下この表において同じ。)又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項の技術士(機械部門に限る。)の二次試験に合格した者
			八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一級海技士(機関)としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受け
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	



2 ・ 3  (略)		
	九 (略)	ている者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者
	） (略)	
	） (略)	

2 ・ 3  (略)		
	九 (略)	ている者、エネルギーの使用の合理化に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者
	） (略)	
	） (略)	